

食のまち・八戸ブランドロゴマーク制作・PR業務委託 公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨

八戸市は、水産業をはじめとした豊かな食文化を有しており、全国的にも高い評価をいただいているにも関わらず、地域外における認知度やブランド価値の明確化という点では、必ずしも十分とは言えない状況にある。

こうした課題を踏まえ、八戸の「食」を象徴するブランドロゴマークを制作し、視覚的に分かりやすい統一イメージを確立することで、市全体の食ブランドの発信力を高めるもの。

なお、制作したロゴマークは、「食のまち宣言」と同時の発表を予定していることから、同宣言に係る内容の広報についても、本件業務に含むものとする。

2 業務概要

2.1 委託業務名

食のまち・八戸ブランドロゴマーク制作・PR業務委託

2.2 業務内容

業務仕様書のとおり

2.3 期間

契約締結日から令和8年10月30日まで

2.4 委託料上限額

2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 参加申込の日において、令和8・9年度八戸市競争入札参加資格者名簿（物品の購入等又は工事等）に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び八戸市財務規則(昭和54年八戸市規則第1号)第114条の規定に該当するものでないこと。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む。）や、政党等を推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体や個人でないこと。
- (5) 本事業の趣旨を十分理解し、業務を的確に遂行できる能力を有していること。
- (6) 他の企画提案者の協力会社等として、重複参加していない者であること。

4 手続等に関する事務を担当する部署・連絡先

〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号（市庁別館5階）

八戸市観光文化スポーツ部観光課

電話番号0178-43-9252（直通） FAX0178-46-5600

担当 企画グループ 沢崎

e-mail: kanko@city.hachinohe.aomori.jp

5 プロポーザル参加申込書及び企画提案書等の提出

5.1 参加申込方法

本件プロポーザルへの参加を希望するものは、次の書類を作成し提出すること。

- (1) 参加申込書（第1号様式） 1部
- (2) 誓約書兼同意書（第2号様式） 1部
- (3) 質問票（第3号様式） 1部（任意）
- (4) 企画提案書（第4号様式） 1部
- (5) 経費積算書（第5号様式） 1部

5.2 提出期日

- (1) 参加申込書、誓約書兼同意書：令和8年4月30日（木）午後5時
- (2) 質問票（任意）：令和8年5月1日（金）午後5時
- (3) 企画提案書、経費積算書：令和8年5月15日（金）午後5時

5.3 提出先

4に同じ

5.4 提出方法

- (1) 参加申込書、誓約書兼同意書
：各1部を持参又は郵送のいずれかで提出（郵送の場合は、提出期日必着）
- (2) 質問票
：電子メールで提出（詳細は7を参照）
- (3) 企画提案書、経費積算書
：8部（正本：1部、副本：7部）を持参又は郵送のいずれかで提出（郵送の場合は、提出期日必着）

6 参加資格審査

- (1) プロポーザル参加申込書及び誓約書兼同意書（以下「参加申込書等」という）の提出があった際は、3に定める参加資格の有無について審査する。
- (2) 審査の結果、参加資格を有しない場合は、電子メール及び電話によりその旨通知し、提出された企画提案書は返却する。

7 本件プロポーザルの実施に関する質問

本件プロポーザルの実施に関する質問は、質問票（第3号様式）により、観光課へ電子メールにより提出すること。

7.1 質問受付期限

令和8年5月1日（金）午後5時

7.2 回答方法

- (1) 提出された質問と回答をとりまとめのうえ、令和8年5月8日（金）までに、随時市ホームページ上へ掲載する（質問者名は除く。）。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者に対してのみ回答する。
- (2) 質問に対する回答のうち、市が必要と認めるものは、仕様書の補足とする。

8 企画提案の選考

8.1 選考の方法

市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、選考基準に基づき採点

を行い、その結果を踏まえて受託候補者を選定する。

8.2 選考基準

| 評価項目 | 評価基準 | 配点 |
|------------------------|--|-----|
| 「食のまち・八戸」のブランド理解力・企画力 | 「食のまち・八戸」についての的確に理解し、目的を達成するため企画提案となっているか。 | 25 |
| ロゴマークデザイン制作に係る考え方（独自性） | 「食のまち・八戸」のPRに資するデザイン及びロゴタイプの創作が期待できるか。 | 25 |
| ロゴマーク等の活用及びPRに係る提案 | 「食のまち・八戸」認知度向上及びロゴマークの普及に資する効果的な企画提案となっているか。 | 25 |
| 実施体制及び実施スケジュール | 企画提案業務を確実に遂行できる実施体制、人員配置となっているか。 | 15 |
| | 業務実施に係るスケジュールが適切に設定されているか。 | |
| 類似事業に係る実績 | ロゴマークの制作業務及び広報宣伝業務において、豊富な実績を有しているか。 | 5 |
| 積算内容 | 必要な経費が適切に計上され、妥当な水準であるか。 | 5 |
| | 合計 | 100 |

- (1) 選考担当者は、企画提案者から提出された企画提案書等について、選考基準により評価項目別に採点を行うものとする。
- (2) 各選考担当者は、前号の採点結果を踏まえ、企画提案全体を総合的に評価したうえで、企画提案者ごとに順位を付するものとする。
- (3) 前号の順位に基づき、1位の企画案に5点、2位の企画案に3点、3位の企画案に1点の順位点を付与する。
- (4) 6割以上の得点を獲得した者の中から、合計順位点が最も高い企画案1点を提案した者を最優秀提案者、合計順位点が最も高い企画案の次に高い企画案1点を提案した者を優秀提案者とする。
- (5) 合計順位点が同点の場合は、合計得点が高い者を上位とする。なお、合計得点も同点の場合は「実施内容」の得点が高い者を上位とする。それでもなお同点の場合は、市が企画提案内容を総合的に判断し、上位者を決定する。
- (6) 企画提案者が1者のみであった場合も選考を行うものとし、得点が満点の6割以上であることを条件として、その企画提案者を選定する。

8.3 結果通知

選考結果については、全ての企画提案者に対して電子メールにより、令和8年5月25日（月）までに個別に通知する。

9 契約

- (1) 本件プロポーザルの選考において最優秀提案者となった者を受託候補者とし、企画提案書を参考に協議を行い、協議が調った場合、契約を締結する。協議が調わない場合には、優秀提案者を受託候補者とし、企画提案書を参考に協議を行い、協議が調った場合、契約を締結する。
- (2) 契約を締結する際、受託候補者が市との協議を経ることなく企画提案の内容を大幅に変更した条件を提示したときは、その受託候補者と契約を締結しない場合が

ある。

(3) 契約の期間は、契約締結の日から令和8年10月30日までとする。

10 失格要件

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 所定の期日及び場所に書類を提出しないとき。
- (2) 企画提案者が本件プロポーザルに対して2以上の提案をしたとき。
- (3) 企画提案者が第三者（再委託先を除く。）の提案の代理をしたとき。
- (4) 書類に重大な不備があった場合又は指示した事項に違反したとき。
- (5) 経費積算書に記載する金額が「委託料上限額」を超えた提案であるとき。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (7) 八戸市職員又は本件プロポーザルの関係者に対して、本件プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められたとき。
- (8) 本件プロポーザルの審査に関する不当な要求等を申し入れたとき。
- (9) 社会通念上、契約するにふさわしくないと考えられる事態が生じたとき。

11 その他留意事項

- (1) 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。
- (2) 本件プロポーザル及び契約に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (3) 企画提案書は、原則として非公開とする。ただし、情報公開請求等により公開の必要がある場合は、その全部又は一部を公開する場合がある。
- (4) 提出書類を審査等で使用する場合、必要に応じて複製するときがある。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等の措置を行うときがある。
- (6) 参加申込書及び企画提案書等の作成・提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (7) 本業務により作成された成果物（企画提案書を除く。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、すべて市に帰属するものとする。

12 スケジュール（予定）

| 項目 | 日程 |
|------------|--------------|
| 公募開始 | 令和8年4月21日（火） |
| 参加申込書提出期限 | 令和8年4月30日（木） |
| 質問受付期限 | 令和8年5月1日（金） |
| 質問回答 | 令和8年5月8日（金） |
| 企画提案書等提出期限 | 令和8年5月15日（金） |
| 選考会（書類選考） | 令和8年5月20日（水） |
| 受託候補者決定 | 令和8年5月25日（月） |
| 契約締結 | 令和8年6月1日（月） |